

物件の管理について

	区分	内容
事業 者	建物本体	屋根、壁、階段及び廊下等の建物の構造上主要な部分の修繕
	建物本体の仕上げ	(1) 仕上の破損、欠落及びクラックの修繕、外部及び鉄部の塗装等 (2) 外壁等の清掃 (3) 雨漏り修繕
	屋根	防水、ルーフドレン等の修繕
	コミュニティハウス専有部分	(1) 給湯器(本体及び主要部分)、流し台、ダクト用換気扇、便器等、洗面器の修繕及び経年劣化に起因する取替え (2) 空調機の修繕及び取替え及び経年劣化に起因する取替え (3) 火災報知機等の設備機器の修繕(ただし、指定管理者が設置したものを除く。) (4) 換気設備機器の修繕(ただし、指定管理者が設置したものを除く。) (5) 鋼及びアルミの建具及び枠の修繕 (6) ピクチャーレール、カーテンレール等の修繕 (7) その他当初の工事で設置した設備の修繕及び経年劣化に起因する取替え
	給排水管等	給排水管の破損修繕
	外部設備	給水施設、消防設備、テレビ共聴設備、電気設備及び機械設備等の設備機器の修繕
	法定点検	(1) 給水施設及び消防設備等の法定点検類(受水槽の清掃、ポンプ類及び自動ドアの保守点検を含む。)及び維持管理 (2) 建築基準法に基づく建築物建物点検
	天変地異	地震又は風水害等による建物の破損修繕
	その他	(1) 避難設備の修繕 (2) 敷地内の植栽の剪定及び除草 経年劣化に起因する修繕のほか、定めのないものについては、横浜市と協議のうえ決定する。
	コミュニティハウス	コミュニティハウス専有部分

(参考資料)

コ ミ ユ ニ テ ィ ハ ウ ス		<ul style="list-style-type: none">(5) ルーフドレンの定期清掃(6) 給湯器の付属物（排気筒等をいう。）及び流し台の付属物（ゴミ受け等をいう。）等の修理及び取替え(7) 給水栓及び混合栓の修理及び取替え(8) 流し、洗面器、便所等の配水管等のつまりの除去(9) 衛生設備の付属部品（便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗い管、パッキン類をいう。）の修理及び取替え(10) 流し台、給湯器、ダクト用換気扇の修理(11) 照明器具、コンセント、テレビ接続端子等の修理及び取替え(12) 換気ガラリの修理及び取替え(13) 換気設備機器の付属部品の修理及び取替え(14) インターネット対応通信設備及び付属部品の修理及び取替え(15) 日常の室内維持管理のための清掃及び消耗品（消火器を含む）の取替え(16) その他利用者の責めに帰すべき事由による場合の故障又は破損の修繕
---	--	---